

# 夕張市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成 27 年 1 月

夕張市

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定にあたって                  |    |
| 1   | 計画策定の趣旨                    | 1  |
| 2   | 計画期間                       | 1  |
| 3   | 計画の位置づけ                    | 2  |
| 4   | 計画の対象                      | 2  |
| 5   | 計画の策定体制                    | 3  |
| 6   | 計画の基本理念                    | 3  |
| 7   | 計画の基本方針                    | 3  |
| 第2章 | 夕張市の子ども・子育てを取り巻く環境         |    |
| 1   | 人口・世帯・人口動態等                | 5  |
| 2   | 教育・保育施設の状況                 | 11 |
| 3   | 地域子ども・子育て支援事業の状況           | 13 |
| 4   | 今後の課題                      | 16 |
| 第3章 | 教育・保育提供区域の設定               |    |
| 1   | 教育・保育提供区域の設定               | 17 |
| 2   | 夕張市における教育・保育提供区域の設定        | 17 |
| 第4章 | 教育・保育施設の充実                 |    |
| 1   | 教育・保育の量の見込みと提供体制           | 18 |
| 2   | 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について） | 20 |
| 3   | 教育・保育施設の質の向上               | 21 |
| 4   | 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保  | 21 |
| 第5章 | 地域子ども・子育て支援事業の充実           |    |
| 1   | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制   | 22 |
| 2   | 地域子ども・子育て支援事業の質の向上         | 32 |
| 第6章 | 子ども・子育て支援関連施策の推進           |    |
| 1   | 児童虐待防止対策の充実                | 33 |
| 2   | ひとり親家庭の自立支援の推進             | 34 |
| 3   | 障がい児施策の充実                  | 34 |
| 4   | 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進   | 35 |
| 5   | 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進     | 35 |
| 第7章 | 次世代育成支援行動計画の評価             |    |

|               |                     |    |
|---------------|---------------------|----|
| 1             | 経緯                  | 36 |
| 2             | 次世代育成支援行動計画の概要と進捗状況 | 36 |
| 3             | 今後の取組               | 36 |
| 第8章 計画の推進に向けて |                     |    |
| 1             | 計画の推進体制             | 37 |
| 2             | 計画の達成状況の点検・評価       | 38 |
| 資料編 ※調整中      |                     | 39 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1)国の少子化対策

わが国では、急速な少子化に対応して、社会全体で子育てを支えるとともに、生活と仕事と子育ての調和を図る政策に取り組んできました。

しかし、少子化に歯止めをかけることは難しく、核家族化、地域コミュニティの希薄化の中で子育て世代は孤立しがちであることなど、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しい状況が続いています。また、女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、待機児童対策や、幼児期における教育・保育環境の充実が求められています。

これらの課題に対応するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て3法」が平成24年8月に成立し、平成27年4月から新たに「子ども・子育て支援新制度」が始まることになりました。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などを柱として、子ども・子育て支援のさらなる充実を目指しています。

### (2)夕張市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

夕張市においては、平成15年7月制定の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成22年3月、後期計画（平成22～26年度）となる「夕張市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てできるまちづくりを目指し、子育て支援に取り組んできました。

こうした取組を踏まえながら、新制度施行にあたり、市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業を計画的に行うこととされています。

本計画は、こうした国の動向や子育てを取り巻く社会状況に対応し、「夕張市次世代育成支援行動計画」を引き継ぎながら、新制度の意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

## 2 計画期間

本計画は、法の施行の日から5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までの5年間で計画期間とします。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、これまで取り組みを進めてきた「夕張市次世代育成支援行動計画（後期計画）」における個々の施策を引き継ぐため、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」と一体のものとして策定する計画として位置づけます。

さらに、本計画は、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、福祉分野における個別計画の一つとして位置づけ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、関連計画との連携を図ります。



### 4 計画の対象

子ども・子育て支援法第6条において、「子ども」とは、18歳に到達してから最初の3月31日までの者を指しますが、本計画における子ども・子育て支援事業の対象となる子どもは、主に0歳から5歳までの小学校就学前の子どもと6歳から11歳までの小学生(1～6年生)を対象としています。

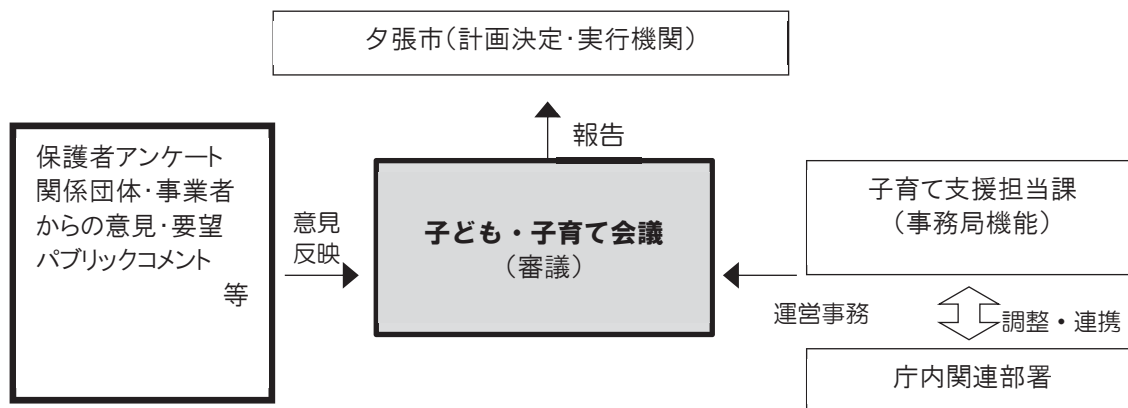
#### ■本計画における子どもの対象範囲について

| 0歳                     | 0歳  | 1歳 | 1～5歳 | 6歳 | 6～11歳 | 12歳 | 12～17歳 | 18歳 |
|------------------------|-----|----|------|----|-------|-----|--------|-----|
|                        | 乳児期 |    | 幼児期  |    | 学童期   |     | 中・高校生期 |     |
| <b>子ども・子育て支援事業対象範囲</b> |     |    |      |    |       |     |        |     |

## 5 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条に基づき「夕張市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



## 6 計画の基本理念

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「夕張市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念を継承し、子ども達が健やかに育ち、安心して子育てできるまちづくりを目指して、「子どもの笑顔が輝く 子育ての喜びがあふれるまち ゆうばり」とします。

子どもの笑顔が輝く 子育ての喜びがあふれるまち ゆうばり

## 7 計画の基本方針

本市の基本理念に基づき、以下の基本方針を掲げ、子ども・子育て支援を推進します。

### 基本方針1 次代を担う子どもの育ちの支援

子どもの育ちにおいては、おおむね1歳までの乳児期は、保護者との親密なやりとりを通して情緒の安定や他者への信頼感が醸成され、身体面でも著しく発達する重要な時期です。

また、おおむね3歳に達するまでの幼児期は、基本的な生活習慣を身につけ、自立へと向かうとともに身体機能や運動機能が著しく発達する重要な時期であり、子どもは情緒的な安定の中

で自発的に活動し、徐々に人間関係を広げて社会性を身につけ始めます。

おおむね3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で特に身体感覚を通して豊かな感性を養い、好奇心・探求心・思考力が培われ、自我や主体性が芽生える重要な時期です。

さらに、小学校就学後の学童期は、乳幼児期で培われた力を土台とし、調和のとれた発達を図る重要な時期で、特に自立意識や他者理解等の社会性が発達し、心身の成長と変化も著しい時期です。

こうした、子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、それぞれの子どもにとって適切で質の高い環境を確保し、すべての子どもが健やかに成長していく社会を目指します。

## **基本方針2 子どもを健やかに育む家庭の支援**

少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭や非正規雇用割合の増加など、親や家庭をとりまく状況も変化している中で、次代を担う子ども達を健やかに育み、自立して社会に巣立たせることへの誇りを持つことができるよう、子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。

すべての家庭が安心して子どもを産み育てられるように、保健、医療、福祉などさまざまな分野が連携し、保護者と子どもの健康の確保を図るとともに、家庭における子育ての負担や不安・孤立感を和らげるための支援を行います。

## **基本方針3 子育てを支える地域づくりの推進**

本計画が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているという基本認識のもと、行政をはじめ、学校・幼稚園・保育所、企業、その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携し、地域全体で子育てを支える体制づくりを目指します。

また、全ての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向け児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、いじめや不登校など、心のケアを必要とする子どもや、ひとり親家庭をはじめ、さまざまな状況にある子どもや家庭に対する適切な支援を行います。

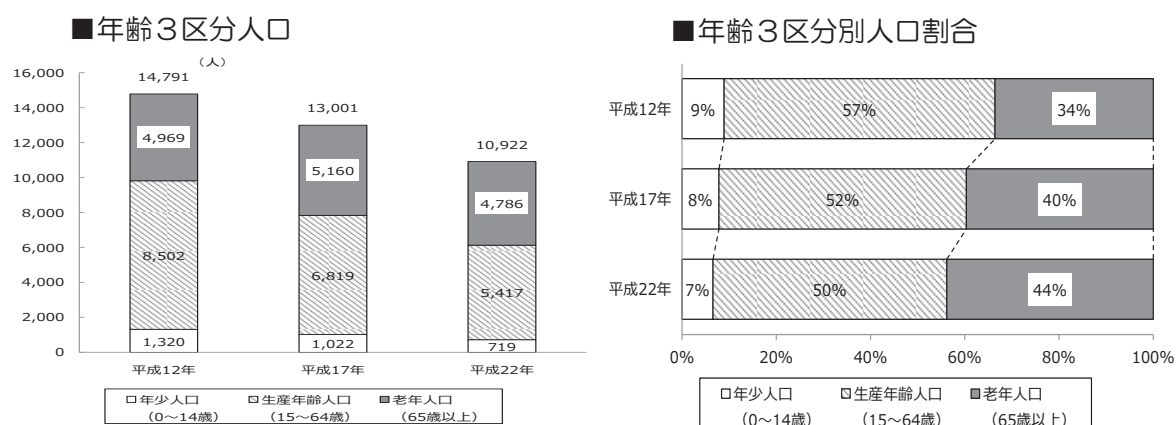
# 第2章 夕張市の子ども・子育てを取り巻く環境

## 1 人口・世帯・人口動態等

### (1) 人口の推移

○国勢調査による本市の総人口は、昭和35年の107,972人をピークに減少が続いており、平成22年では、ピーク時のおおよそ10分の1となっています。また、平成12年から平成22年までの10年間の総人口においても26%の3,869人が減少しています。

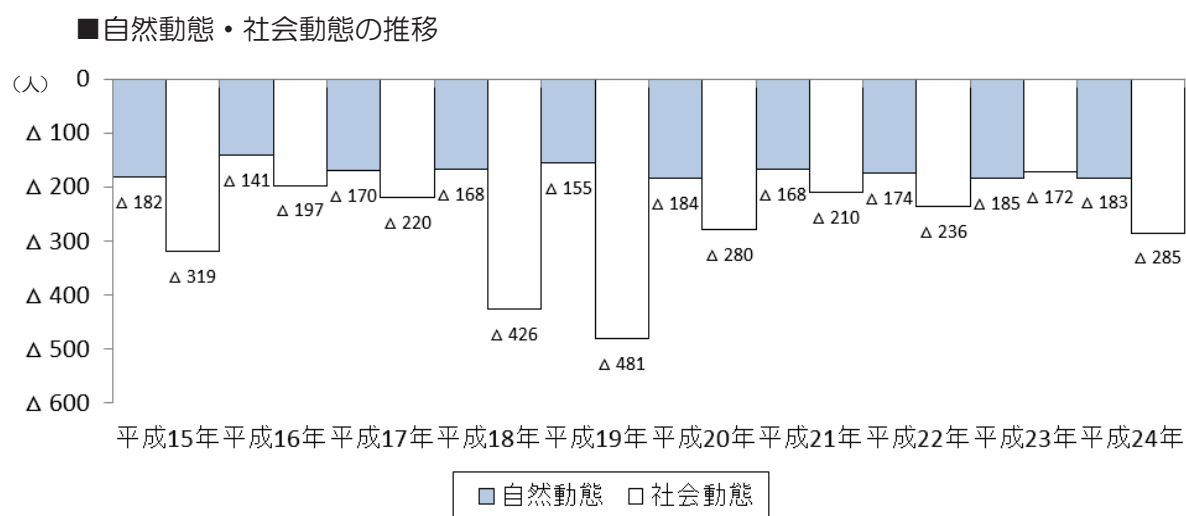
○人口割合で見ると、年少人口と生産年齢人口の割合が減少するとともに、老年人口の割合が平成22年には44%と平成12年に比べ10%増加しており、急速に少子高齢化が進んでいます。



### (2) 自然動態・社会動態

資料：国勢調査

○自然動態（出生－死亡）は、マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。  
 ○社会動態（転入－転出）も、マイナスで推移しており、人口減少の主要な要因となりました。



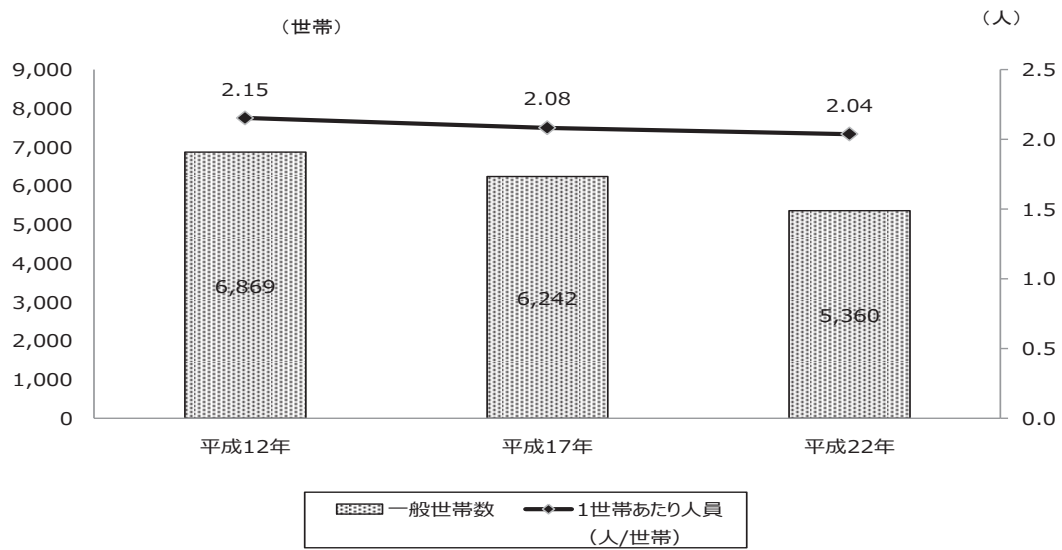
資料：住民基本台帳



### (3) 世帯の状況

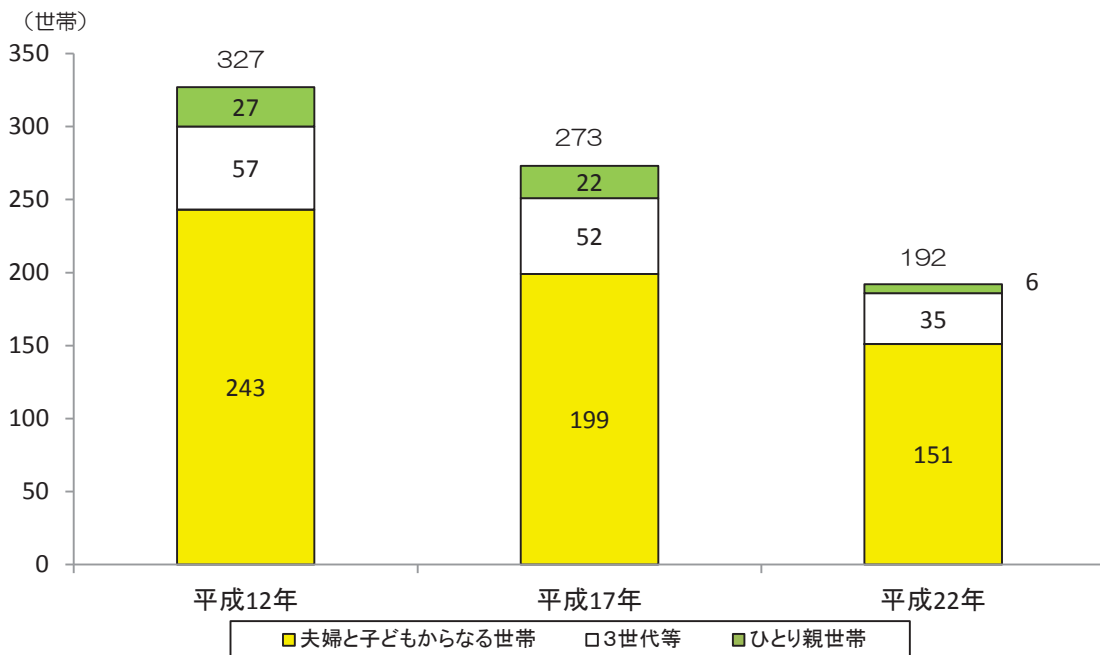
- 世帯数は減少傾向にあり、平成12年から10年間で約1,500世帯減少しています。
- 1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進んでいます。
- 6歳未満の子どものいる世帯は、平成12年は327世帯、平成17年では273世帯、平成22年では192世帯と減少傾向にあります。

#### ■世帯数および1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

#### ■6歳未満の子どものいる一般世帯



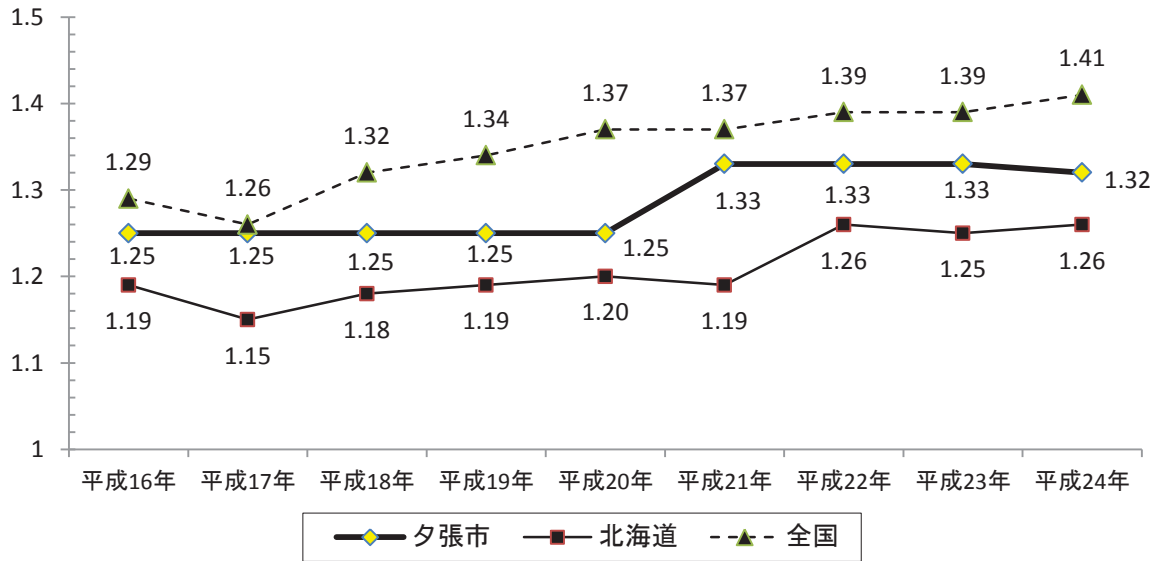
資料：国勢調査

#### (4) 出生の状況

○合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を下回っており、平成21年から横ばいで推移しています。

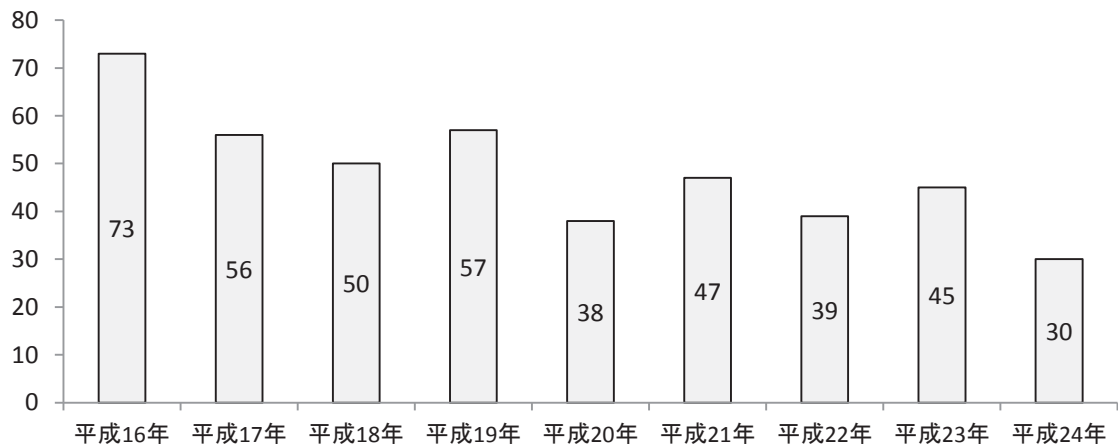
○出生数は、平成16年には73人でしたが、年による増減はあるものの減少傾向にあり、平成24年には、平成16年と比べ43人減少し、30人となっています。

■合計特殊出生率の推移(人)



資料：人口動態統計

■夕張市の出生数の推移(人)



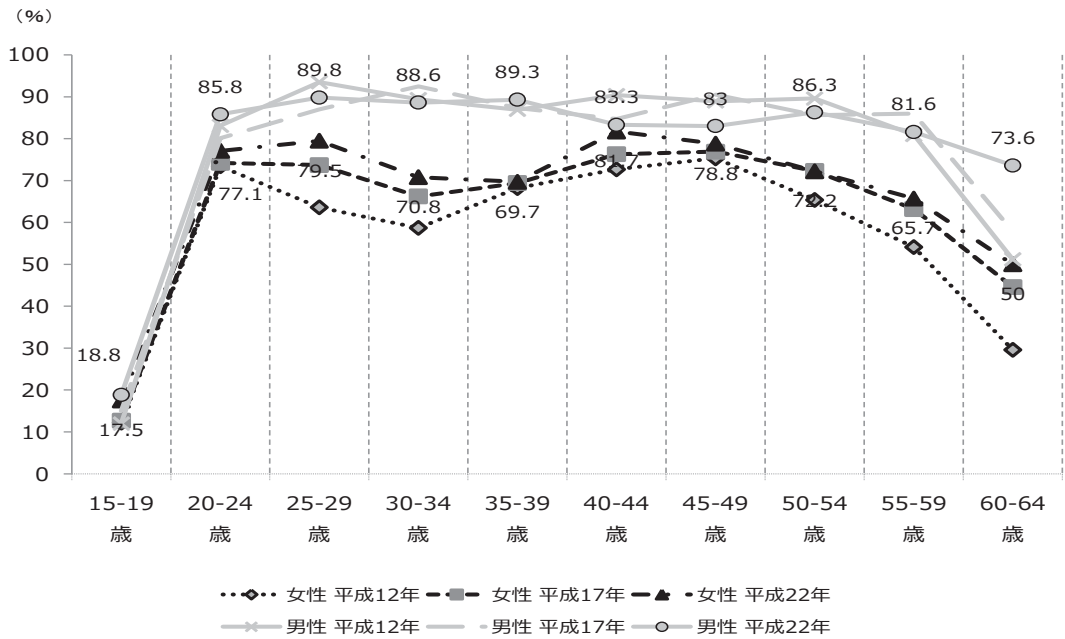
資料：市資料

### (5) 就労の状況

○女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字カーブを描いているものの、平成12年から比較すると、20歳代後半から30歳代後半にかけての曲線の谷間が浅くなっています。また、女性の労働力率は年々増加傾向にあります。

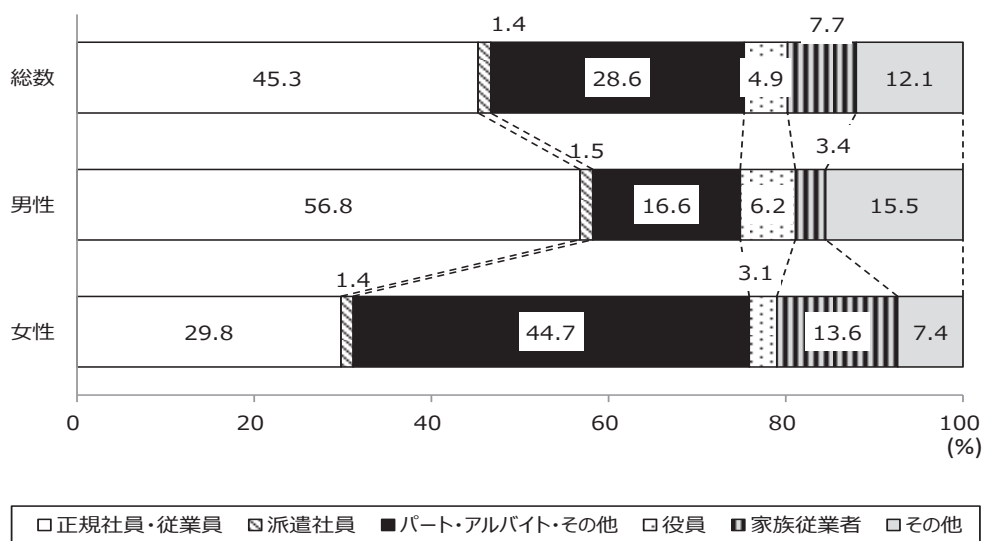
○男性は「正規職員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



資料：国勢調査

■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年・国勢調査)



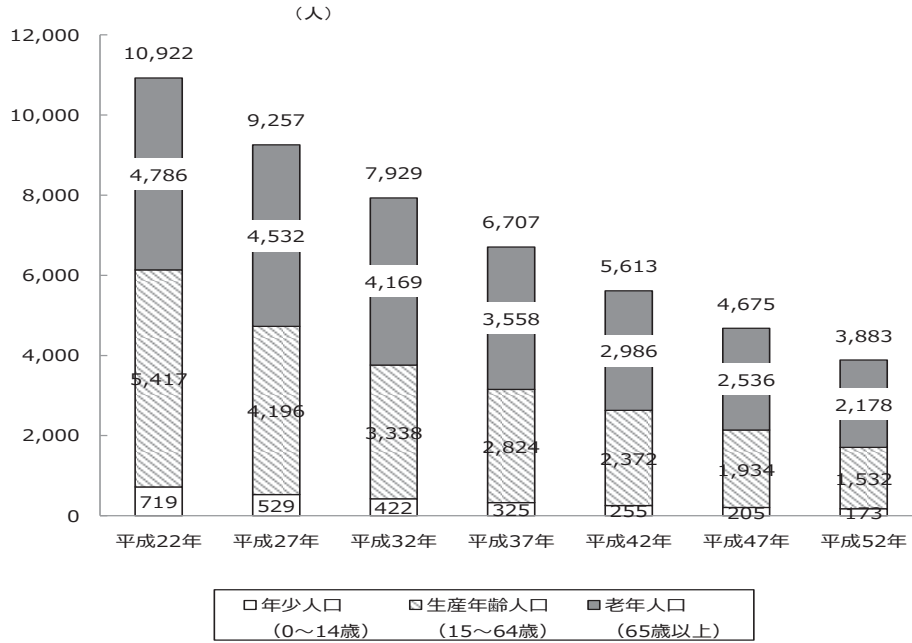
資料：国勢調査

## (6) 将来の人口推計

○タ張市の人口は、今後も減少を続け、平成42年には5千人台、平成52年には3千人台になると推計され、年少人口は、30年間でおおよそ4分の1の173人になると推計されています。

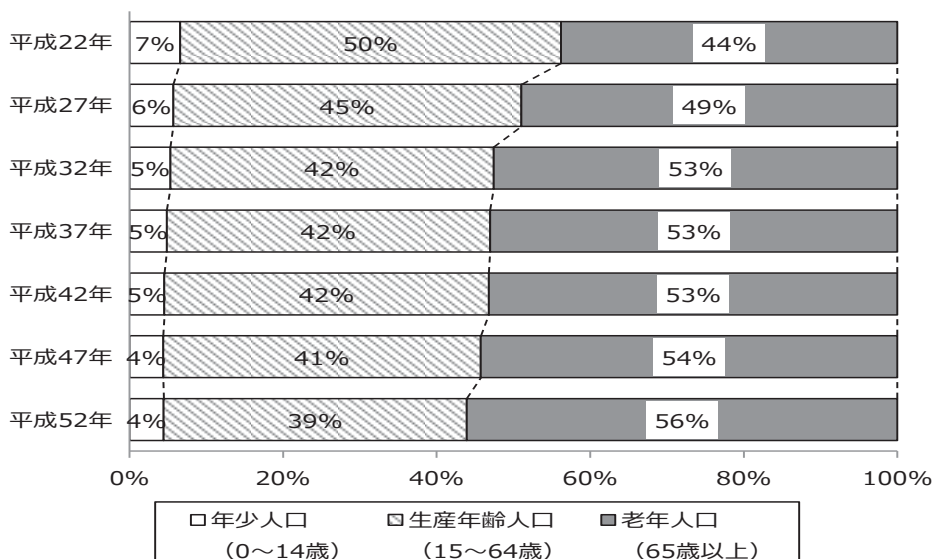
○年少人口の割合は減少し続け、老年人口の割合は、平成52年には56%になると推計されています。

■年齢3区分別人口の将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

■年齢3区分別人口割合の将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

## (7) 計画期間の児童数の推計

○国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成22年から平成26年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法で推計しました。

※コーホート変化率法とは

コーホート（年齢の同じ人の集まり）ごとの5年間の人口増減から変化率を求め、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、将来人口を算定する方法です。今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

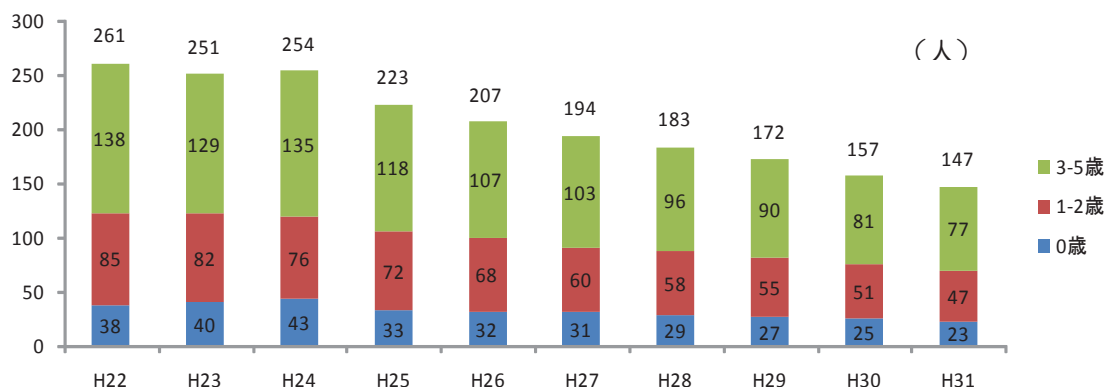
○児童数は、今後も減少傾向が続き、平成27年から平成31年までに約100人の減少と推計され、就学前児童・就学児童ともに約50人ずつの減少が見込まれます。

夕張市

単位＝人

|     | 実績  |     |     |     | 推計  |     |     |     |     |     | 伸び率<br>(H25-H31) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|
|     | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |                  |
| 0歳  | 38  | 40  | 43  | 33  | 32  | 31  | 29  | 27  | 25  | 23  | -30.3%           |
| 1歳  | 45  | 38  | 38  | 38  | 31  | 30  | 29  | 27  | 25  | 23  | -39.5%           |
| 2歳  | 40  | 44  | 38  | 34  | 37  | 30  | 29  | 28  | 26  | 24  | -29.4%           |
| 3歳  | 51  | 41  | 45  | 37  | 34  | 38  | 31  | 30  | 29  | 27  | -27.0%           |
| 4歳  | 45  | 49  | 41  | 40  | 35  | 32  | 35  | 28  | 27  | 26  | -35.0%           |
| 5歳  | 42  | 39  | 49  | 41  | 38  | 33  | 30  | 32  | 25  | 24  | -41.5%           |
| 6歳  | 39  | 43  | 38  | 43  | 40  | 37  | 32  | 29  | 30  | 23  | -46.5%           |
| 7歳  | 45  | 39  | 43  | 37  | 43  | 40  | 37  | 32  | 29  | 30  | -18.9%           |
| 8歳  | 43  | 45  | 39  | 39  | 36  | 42  | 39  | 36  | 31  | 28  | -28.2%           |
| 9歳  | 44  | 43  | 44  | 38  | 39  | 36  | 42  | 39  | 36  | 31  | -18.4%           |
| 10歳 | 70  | 45  | 43  | 42  | 38  | 39  | 36  | 42  | 39  | 36  | -14.3%           |
| 11歳 | 54  | 69  | 45  | 41  | 42  | 38  | 39  | 36  | 42  | 39  | -4.9%            |

|       | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 伸び率<br>(H25-H31) |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|
| 0歳    | 38  | 40  | 43  | 33  | 32  | 31  | 29  | 27  | 25  | 23  | -30.3%           |
| 1-2歳  | 85  | 82  | 76  | 72  | 68  | 60  | 58  | 55  | 51  | 47  | -34.7%           |
| 3-5歳  | 138 | 129 | 135 | 118 | 107 | 103 | 96  | 90  | 81  | 77  | -34.7%           |
| 小計    | 261 | 251 | 254 | 223 | 207 | 194 | 183 | 172 | 157 | 147 | -34.1%           |
| 6-8歳  | 127 | 127 | 120 | 119 | 119 | 119 | 108 | 97  | 90  | 81  | -31.9%           |
| 9-11歳 | 168 | 157 | 132 | 121 | 119 | 113 | 117 | 117 | 117 | 106 | -12.4%           |
| 合計    | 556 | 535 | 506 | 463 | 445 | 426 | 408 | 386 | 364 | 334 | -27.9%           |



## 2 教育・保育施設の状況

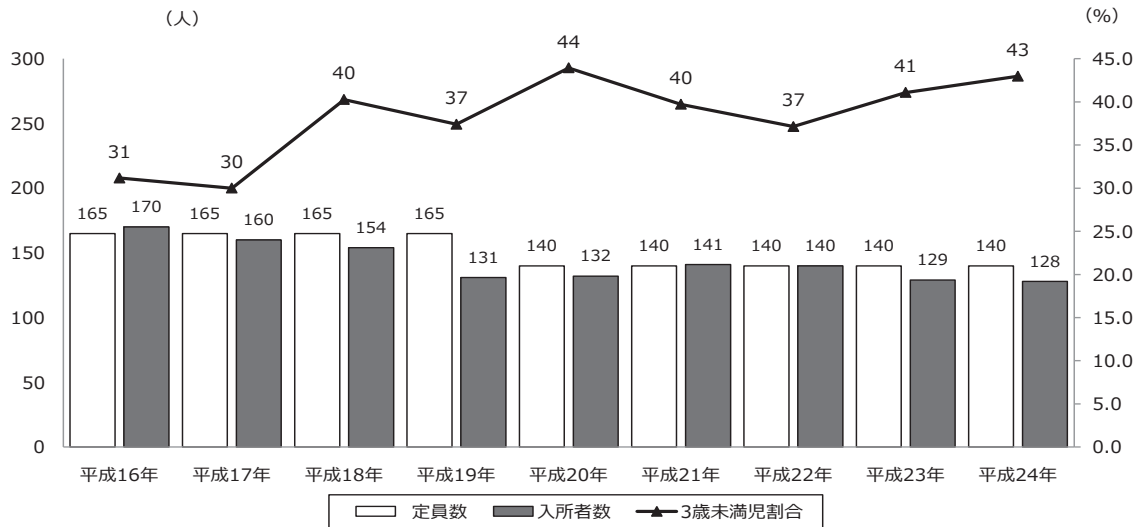
### (1) 認可保育所の利用状況

【施設数】3か所 ※平成24年まで4か所

○入所者数は、平成19年以降ほぼ横ばいで推移しています。また、3歳未満児の利用割合は平成18年に増加し、その後、増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

○定員数は、平成20年に165人から140人に減少しました。

■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



資料：市資料

### (2) 幼稚園の利用状況

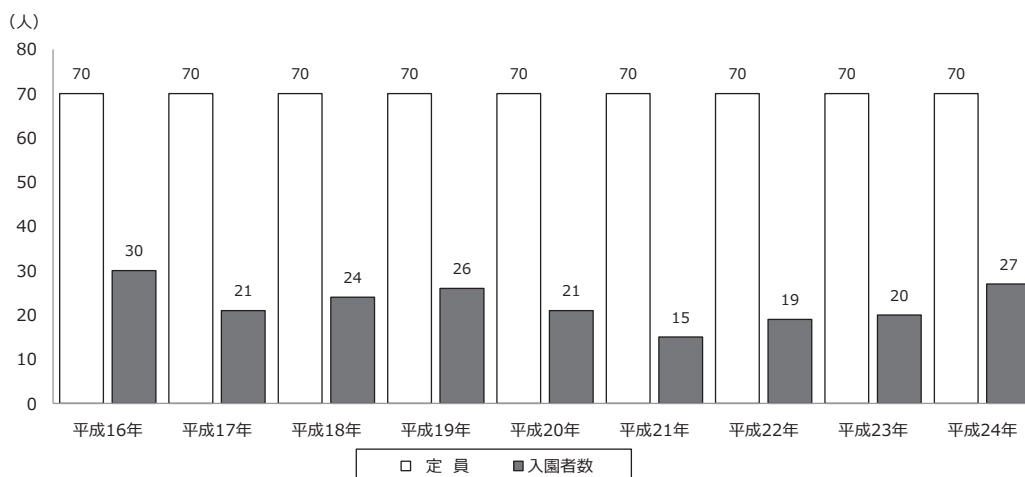
【施設数】1箇所

○入園者数は、平成16年から平成24年まで15~30人の間で推移しています。

○定員数は、平成16年より70人で変化はありません。

○平成24年で、定員70人に対し、利用者数は27人と約4割の利用にとどまっています。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移



### (3) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設ですが、児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のことです。都道府県知事への届出が必要です。

【施設数】 1 箇所（定員30人）

各年4月1日現在 単位＝人

| 対象   | 定員 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3～5歳 | 30 | 14    | 13    | 17    | 21    | 19    | 14    |

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

---

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う事業。

(平成 25 年度実績)

国庫補助に該当する事業として、実績はありませんが、次のとおり各施設で実施しています。

◆認可保育所の実施状況：夕張保育協会において、親子のふれあい遊び等を行う「げんきルーム」事業を月 2 回実施しています。

【実施か所】 1 か所

【利用者数】 親 76 人、子 85 人 計 161 人

◆認可外保育所の実施状況：緑ヶ丘保育園において、親子で一緒に外遊びなどを体験できる「げんキッズ」事業を年 1 1 回実施しています。

【実施か所】 1 か所

【利用者数】 延べ 36 人

◆夕張市の実施状況

保健師などにより、保健福祉センター等で、月 1 回程度、「すくすく育児教室」を開催しています。

○妊産婦や乳児の保護者を対象：かかろーん

○1 歳から 4 歳までの幼児やその保護者を対象：アソール

#### (2) 妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、妊婦健康診査受診票(14 回分)、超音波検査受診票(6 回分)を交付し、費用の一部を公費負担する事業。

(平成 25 年度実績)

【妊婦届出件数】 28 人

#### (3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児がいる家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業

(平成 25 年度実績)

【訪問家庭数】 38 人



#### (4) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、育児・家事支援や保健師などの訪問による専門的な指導等を行う事業、また、「夕張市要保護児童対策地域協議会」を設置し、支援や保護が必要な子どもへ適切な支援を図るため関係機関との連携強化を取り組む事業。

(平成 25 年度実績)

【訪問家庭数】 18 人 (保健師などによる相談支援)

#### (5) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間 (原則として7日以内) 一時的に預かる事業 (ショートステイ) 及び夜間養護等事業 (トワイライトステイ)。

(平成 25 年度実績) … 本市では、実施していません。

#### (6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人 (依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人 (提供会員)、両方を兼ねる人 (両方会員) に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

(平成 25 年度実績) … 本市では、実施していません。

#### (7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所に預けることができる事業。

(平成 25 年度実績)

##### ◆幼稚園の実施状況 (在園児対象)

【実施施設】 1 か所 市立ユーパロ幼稚園

【利用者数】 延べ 402 人

##### ◆認可保育所の実施状況 … 実施していません。

##### ◆認可外保育所の実施状況

【実施施設】 1 か所 緑ヶ丘保育園

【利用者数】 延べ 49 人

### (8) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超え、延長し保育を行う事業（延長保育）、また、日曜日・祝日に保育を行う事業（休日保育）。

（平成 25 年度実績）

#### ◆延長保育の実施状況

国庫補助の対象となる11時間を超えての時間外保育事業は実施しておりませんが、認可保育所において、通常の保育時間（8時から16時）に加えて、延長保育（7:30～08:00、16:00～18:00）を無料で実施しています。

◆休日保育の実施状況 … 本市では、実施していません。

### (9) 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にある乳幼児や児童について、病院・保育所等に付設された専用のスペース等で看護師や保育士が一時的に保育を行う事業。

（平成 25 年度実績） … 本市では、実施していません。

### (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労などによる留守家庭児童に対して、放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供する事業。

（平成 25 年度実績）

【実施か所】 2 か所（清水沢、若菜）

【登録児童数】 低学年 39 人、高学年 3 人 計 42 人

各年 4 月 1 日現在 単位＝人

| 対象         | 定員 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校 1～4 年生 | 50 | 34      | 22      | 25      | 36      | 42      | 39      |

## 4 今後の課題

---

子育て世代からのニーズ調査の結果や、地域の方々の声を聞く場である「市長とのふれあいトーク」や「市長と話そう会」などから見えてきた課題は、次のとおりです。

今後におきましても、事業の優先度や財政面での影響、人材の確保や施設面での課題などを検証し、課題の解決に向け、実現できるものから事業の実施に取り組んで参ります。

### ■家庭の状況

- 核家族化の進展や、ひとり親家庭の増加により、子ども・子育て支援の充実や地域ぐるみの子育てが求められている。
- 子育て中の保護者の孤立や不安解消を図るため、専門家のみならず、地域の人たちとの関わりが求められている。
- 子育て中の親を孤立させないよう、交流の場や相談の場を充実する必要がある。

### ■教育・保育事業

- 母親の就労などを背景とした、延長保育など多様な保育サービスが求められている。
- 集団生活を通して、子どもの社会性や協調性を養うことが望まれている。
- 利用者の利便性を考慮した施設の配置が望まれている。
- さまざまな理由や状況に柔軟に対応できる一時的な預かり保育の充実が求められている。
- 保護者の経済的負担の軽減策（保育料の負担軽減など）が求められている。
- 自宅以外の学習の場が求められている。

### ■放課後児童クラブ・遊び場

- 放課後や休日に子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場が求められている。
- 親子が交流できる場の確保が求められている。
- 利用者の利便性に考慮した施設の配置が望まれている。また、既存の施設の活用など合理的で柔軟な対応が求められている。
- 安全な公園の整備が望まれている。

### ■仕事と子育ての両立

- 経済的な安定や女性の自己実現のために、子育てしながら安心して働ける職場環境を整える必要がある。
- 家庭より仕事を優先しがちな男性が多いのが現状であり、男性が家事や育児に取り組める環境など、子育てをはじめ家庭生活と仕事の調和を図る機運を醸成する必要がある。
- 安心して子育てと仕事ができるよう、小児医療や病児・病後児保育の充実が望まれている。

### ■相談・情報提供

- 安心して子育てを行うために、身近な地域で、年齢や発達に応じた相談ができる体制が望まれている。
- 子育てに関する情報は、ホームページ、広報、パンフレットなど積極的に多角的な情報提供が求められている。

# 第3章 教育・保育提供区域の設定

## 1 教育・保育提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

## 2 夕張市における教育・保育提供区域の設定

夕張市は面積が広く、保護者の通勤上の都合などに合わせ、施設を選択する場合もあり、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることや、区域内の量の見込み、量の調整が容易であり、利用者にとって利便性が高いことから、次のとおり夕張市全域を1区域として設定します。

| 事業区分          |                 | 提供区域 | 考え方                                 |
|---------------|-----------------|------|-------------------------------------|
| 教育・保育施設       |                 | 市内全域 | 現状の提供体制・利用状況を踏まえ、夕張市全域を1区域として設定します。 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 1. 利用者支援事業      |      |                                     |
|               | 2. 地域子育て支援拠点事業  |      |                                     |
|               | 3. 妊婦健康診査事業     |      |                                     |
|               | 4. 乳児家庭全戸訪問事業   |      |                                     |
|               | 5. 養育支援訪問事業     |      |                                     |
|               | 6. 子育て短期支援事業    |      |                                     |
|               | 7. 子育て援助活動支援事業  |      |                                     |
|               | 8. 一時預かり事業      |      |                                     |
|               | 9. 時間外保育事業      |      |                                     |
|               | 10. 病児・病後児保育事業  |      |                                     |
|               | 11. 放課後児童健全育成事業 |      |                                     |

# 第4章 教育・保育施設の充実

## 1 教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

### 【認定区分】

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。

| 区分   | 対象年齢        | 保育の必要性                 | 利用施設                    |
|------|-------------|------------------------|-------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳        | 幼児期の学校教育<br>（教育標準時間認定） | 主に幼稚園に該当                |
| 2号認定 | 3～5歳        | 保育の必要性あり<br>（保育認定）     | 主に保育所、<br>認定こども園に該当     |
| 3号認定 | 0歳、<br>1～2歳 | 保育の必要性あり<br>（保育認定）     | 保育所、認定こども園、<br>地域型保育に該当 |

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

### 【幼稚園の実績】

各年4月1日現在 単位＝人

| 区分  | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 70    | 70    | 70    | 70    | 70    | 70    |
| 3歳  | 0     | 6     | 4     | 7     | 4     | 2     |
| 4歳  | 9     | 4     | 11    | 9     | 12    | 8     |
| 5歳  | 6     | 9     | 5     | 11    | 9     | 14    |
| 計   | 15    | 19    | 20    | 27    | 25    | 24    |

### 【認可保育所の実績】

各年4月1日現在 単位＝人

| 区分        | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数       | 4か所   | 4か所   | 4か所   | 4か所   | 3か所   | 3か所   |
| 定員数       | 140   | 140   | 140   | 140   | 95    | 95    |
| 2号認定 3～5歳 | 85    | 88    | 76    | 73    | 62    | 39    |
| 3号認定 0歳   | 10    | 10    | 11    | 13    | 1     | 21    |
| 3号認定 1～2歳 | 46    | 42    | 42    | 42    | 40    | 45    |
| 計         | 141   | 140   | 129   | 128   | 103   | 105   |

※H24年度末紅葉山保育園廃止

【教育・保育の量の見込みと提供体制】

単位＝人

| 市全域              |            | 平成27年度 |      |      |      |      | 平成28年度 |      |      |      |      |
|------------------|------------|--------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|
|                  |            | 1号認定   | 2号認定 |      | 3号認定 |      | 1号認定   | 2号認定 |      | 3号認定 |      |
|                  |            | 3-5歳   | 3-5歳 |      | 0歳   | 1-2歳 | 3-5歳   | 3-5歳 |      | 0歳   | 1-2歳 |
|                  |            | 教育のみ   | 教育希望 | 保育認定 | 保育認定 |      | 教育のみ   | 教育希望 | 保育認定 | 保育認定 |      |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) |            | 13     | 13   | 60   | 7    | 31   | 12     | 12   | 56   | 6    | 30   |
| ②確保の内容<br>(提供体制) | 特定教育・保育施設  | 70     |      | 57   | 7    | 31   | 70     |      | 56   | 9    | 30   |
|                  | 確認を受けない幼稚園 | —      |      | —    | —    | —    | —      |      | —    | —    | —    |
|                  | 地域型保育施設    | —      |      | —    | —    | —    | —      |      | —    | —    | —    |
|                  | 提供量の合計     | 70     |      | 57   | 7    | 31   | 70     |      | 56   | 9    | 30   |
| 過不足②-①           |            | 44     |      | ▲3   | 0    | 0    | 46     |      | 0    | 3    | 0    |

| 市全域              |            | 平成29年度 |      |      |      |      | 平成30年度 |      |      |      |      |
|------------------|------------|--------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|
|                  |            | 1号認定   | 2号認定 |      | 3号認定 |      | 1号認定   | 2号認定 |      | 3号認定 |      |
|                  |            | 3-5歳   | 3-5歳 |      | 0歳   | 1-2歳 | 3-5歳   | 3-5歳 |      | 0歳   | 1-2歳 |
|                  |            | 教育のみ   | 教育希望 | 保育認定 | 保育認定 |      | 教育のみ   | 教育希望 | 保育認定 | 保育認定 |      |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) |            | 11     | 11   | 52   | 6    | 29   | 10     | 10   | 47   | 5    | 27   |
| ②確保の内容<br>(提供体制) | 特定教育・保育施設  | 70     |      | 55   | 10   | 30   | 70     |      | 55   | 10   | 30   |
|                  | 確認を受けない幼稚園 | —      |      | —    | —    | —    | —      |      | —    | —    | —    |
|                  | 地域型保育施設    | —      |      | —    | —    | —    | —      |      | —    | —    | —    |
|                  | 提供量の合計     | 70     |      | 55   | 10   | 30   | 70     |      | 55   | 10   | 30   |
| 過不足②-①           |            | 48     |      | 3    | 4    | 1    | 50     |      | 8    | 5    | 3    |

| 市全域              |            | 平成31年度 |      |      |      |      |
|------------------|------------|--------|------|------|------|------|
|                  |            | 1号認定   | 2号認定 |      | 3号認定 |      |
|                  |            | 3-5歳   | 3-5歳 |      | 0歳   | 1-2歳 |
|                  |            | 教育のみ   | 教育希望 | 保育認定 | 保育認定 |      |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) |            | 10     | 10   | 45   | 5    | 25   |
| ②確保の内容<br>(提供体制) | 特定教育・保育施設  | 70     |      | 55   | 10   | 30   |
|                  | 確認を受けない幼稚園 | —      |      | —    | —    | —    |
|                  | 地域型保育施設    | —      |      | —    | —    | —    |
|                  | 提供量の合計     | 70     |      | 55   | 10   | 30   |
| 過不足②-①           |            | 50     |      | 10   | 5    | 5    |

## 2 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

---

### 1 基本方針

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、子育て支援を進める上で、重要であると考えています。

### 2 認定こども園について

認定こども園の特徴については、下記のとおり、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無に関わらず、全ての子どもが利用できる等のメリットもありますが、一方で認定こども園を先駆けて整備した市町村等からは、「保育時間が異なる子どもたちを同じ施設で保育することへの疑問」や「施設規模によって補助金の単価が低くなる」等のデメリットも聞こえてきます。

本市としては、認定こども園の移行について慎重に議論を重ね、他市町村の状況等も踏まえながら、見定める必要があると考えており、その上で認定こども園への移行、又は、新設を希望する幼稚園や保育所等からの相談の際には、本市における教育・保育施設の供給体制や利用状況の動向、子どもの人口推計等の状況、国や道における財政支援メニュー等について必要な助言を行いながら、施設の円滑な移行及び促進に努めたいと考えております。

### 3 認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- ④ 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- ⑤ 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

### 3 教育・保育施設の質の向上

---

#### ① 職員の資質向上に向けた研修等の充実

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、その質の確保・向上に向けた研修等の充実に努めます。

#### ② 保育士の処遇改善

家庭や子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、保育士は、子育て支援の専門職として、児童虐待や要支援児童への対応など、様々な分野での活躍が期待されています。

また、国が進める子ども・子育て支援新制度など新たな取り組みにより、平成29年度末には、全国で、保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、地域の保育を支える保育士の確保が全国的な課題となっていることから、本市においても、国や道の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

#### ③ 幼稚園教諭の処遇改善

幼児期における幼稚園での教育は、義務教育その後の教育の基礎を培うものとして重要であり、それを担う幼稚園教諭の役割は大きいことから、安定的な確保のための処遇改善に努めます。

### 4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的な教育・保育施設等の確保に努めます。



# 第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

## 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

### （1）利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

〔対象年齢〕 0～5歳、小学生1～6年生

#### 【量の見込みと確保方策】

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み      | 1か所    | 1か所    | 1か所    | 1か所    | 1か所    |
| 確保方策（提供体制） | 1か所    | 1か所    | 1か所    | 1か所    | 1か所    |

#### 【確保方策の考え方】

夕張市では、平成27年度から実施します。

- 本市では、専門職員を配置するまでの需要が見込めないことから、現行の体制の中で、窓口を設置し、情報提供や相談、助言等の利用者支援の充実を図ります。
- 補完機能として利用できる次の事業が既に実施されています。

##### ■ 「げんきルーム」

夕張保育協会が月2回程度、新夕張保育園で、子育て中の保護者と子どもを対象に、親子ふれあい遊び等を実施します。

なお、新夕張保育園・清陵保育園・沼ノ沢保育園では、子育て相談を実施しており、今後においても、引き続き実施して行きます。

##### ■ 「すくすく育児教室」

夕張市が月1回程度、保健福祉センター等で、妊産婦や乳児の保護者を対象（カガルコース）に、又、1歳～4歳までの幼児やその保護者を対象（アワコース）に、保健師などによる相談支援や参加者同士の情報交換、仲間づくりのため、すくすく育児教室を開催します。

##### ■ 「げんキッズ」

緑ヶ丘保育園（認可外保育所）が、年11回程度保護者と子どもに園を開放し、体験学習や相談支援を行います。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 主に 0～2 歳

### 【実績】

|           | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 親（年間利用者数） | 92 人     | 78 人     | 48 人     | 92 人     | 76 人     |
| 子（年間利用者数） | 106 人    | 87 人     | 48 人     | 98 人     | 85 人     |
| 計         | 198 人    | 165 人    | 96 人     | 190 人    | 161 人    |

※夕張保育協会実施の元気ルーム事業の実績

### 【量の見込みと確保方策】

|                | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み（月延べ利用者数） | 146 人    | 140 人    | 132 人    | 122 人    | 113 人    |
| 確保の方策（提供体制）    | 1 か所     | 2 か所     | 2 か所     | 2 か所     | 2 か所     |

### 【確保方策の考え方】

夕張市では、現在、夕張保育協会において、げんきルーム事業を実施しています。

（国庫補助に該当する事業としては実績なし）

本事業は、保護者同士が交流する場となるなど、一定の利用者が見込まれることで、事業効果が高まることから、今後の利用状況等を勘案した上で、平成 28 年度以降、月 2 回程度開催する地域子育て支援拠点事業（げんきルーム）について、1 か所実施を増やすことを目指します。

- 「げんきルーム」：現在、夕張保育協会が月 2 回程度（開設時間 9:30～11:30）、新夕張保育園で、子育て中の保護者と子どもを対象に（区分：0～1 歳児、2 歳以上）、親子ふれあい遊び等を行う「げんきルーム」を開催しており、保育士による子育てについての相談・助言や保護者同士の交流や情報交換が行われています。保護者の負担金は、平成 26 年度から無料化（保険料は保育協会が負担）しております。

なお、子育て相談は、清陵保育園・沼ノ沢保育園でも実施しています。

- 「げんキッズ」：緑ヶ丘保育園（認可外保育所）においても、園を開放し、年 11 回「げんキッズ」を開催しており、体験学習や相談支援、保護者同士の交流や情報交換が行われています。

### (3) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

※妊娠届出時、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票(14回分)、超音波検査受診票(6回分)を交付し、費用の一部を助成する事業です。

[対象者] 妊婦

#### 【実績】

|        | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 妊婦届出件数 | 47 人     | 52 人     | 34 人     | 39 人     | 28 人     |

#### 【量の見込みと確保方策】

|          | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み(人) | 31 人     | 29 人     | 27 人     | 25 人     | 23 人     |
| 確保の方策    | 31 人     | 29 人     | 27 人     | 25 人     | 23 人     |

※実施体制等

実施場所：道内の委託医療機関等

実施時期：通年実施

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

#### 【確保方策の考え方】

夕張市では、現状に引き続き実施します。

- 母子健康手帳交付時に受診票を交付し、国の定める健診回数・実施時期、検査項目の基準を必要最低限とし、実施します。
- 妊婦健康診査の内容や必要性について、周知を図り、受診率向上のための普及・啓発活動を進めます。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 生後4か月まで

#### 【実績】

|       | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問家庭数 | 40人    | 40人    | 45人    | 31人    | 38人    |

#### 【量の見込みと確保方策】

|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 31人    | 29人    | 27人    | 25人    | 23人    |
| 確保の方策 | 31人    | 29人    | 27人    | 25人    | 23人    |

※実施体制等

実施体制：保健師等

実施機関：夕張市

#### 【確保方策の考え方】

夕張市では、現状に引き続き実施します。

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境を把握し、母親の育児不安の解消を図ります。
- 訪問により把握した、特に支援を必要とする家庭については、各種相談・訪問を継続し、必要に応じて、養育支援訪問事業へ繋げるなど支援に努めます。

## (5) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

【対象者】 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

（注）児童福祉法第六条の三の規定より

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

### 【実績】

|       | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問家庭数 | 15 人     | 10 人     | 17 人     | 9 人      | 18 人     |

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 11 人     | 10 人     | 10 人     | 9 人      | 8 人      |
| 確保の方策 | 11 人     | 10 人     | 10 人     | 9 人      | 8 人      |

※実施体制等

実施体制：保健師等

実施機関：夕張市

### 【確保方策の考え方】

夕張市では、現状に引き続き実施します。

- 養育支援訪問事業については、保健師などによる相談支援を行います。
- 養育支援訪問の対象家庭については、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診事業、関係機関からの連絡などに応じて把握しているため、これらの情報ネットワークを強化し、養育支援を必要とする家庭の把握に努めます。
- 社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所など専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などに入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

休日・宿泊を含めたショートステイ事業と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

[対象年齢]0～5歳

【実績】夕張市では、実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

|             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み (人/年) | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
| 確保の方策       | 0 か所     | 0 か所     | 0 か所     | 0 か所     | 0 か所     |

### 【確保方策の考え方】

潜在的なニーズはあると思われませんが、夕張市では、児童の宿泊等が出来る受け入れ施設となる児童養護施設が市内には設置されておらず現実的な対応は難しいものと考え、計画期間中の実施は当面見込まないこととします。

## (7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 就学児

【実績】夕張市では、実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

|            | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み (人日) | 0 人日     | 0 人日     | 0 人日     | 0 人日     | 0 人日     |
| 確保の方策 (人日) | 0 人日     | 0 人日     | 0 人日     | 0 人日     | 0 人日     |

### 【確保方策の考え方】

潜在的なニーズはあると思われませんが、アドバイザーなどの人員を配置して体制整備を行ったとしても、それに見合う十分な利用が見込めない可能性があり、また、国庫補助事業の対象となるのは相当数の会員規模を確保することが要件となっていることなどから、計画期間中の実施は当面見込まないこととします。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

幼稚園において、教育時間の前後や長期休暇等に、在園児を対象に保育を実施する一時預かりの事業です。

[対象年齢] 幼稚園在園児は3～5歳

#### 【実績】

|          | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用者数 | 449人   | 367人   | 160人   | 187人   | 402人   |

※市立ユーパーク幼稚園で実施

#### 【量の見込みと確保方策】

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 400人   | 400人   | 400人   | 400人   | 400人   |
| ②確保の方策 | 400人   | 400人   | 400人   | 400人   | 400人   |
| 過不足②-① | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

夕張市では、現状に引き続き実施します。

### ②その他保育所等における一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所・ファミリーサポートセンター（就学前）等において、一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

#### 【実績】

|          | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用者数 | —      | —      | 31人    | 47人    | 49人    |

※緑ヶ丘保育園（認可外保育所）で実施。対象年齢2歳以上。認可保育所では、実施していません。

#### 【量の見込みと確保方策】

|                 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(年間延べ利用者数) | 423人   | 396人   | 370人   | 334人   | 311人   |
| 確保の方策           | 0      | 396人   | 370人   | 334人   | 311人   |
| 過不足②-①          | 423人   | 0      | 0      | 0      | 0      |

### 【確保方策の考え方】

夕張市では、平成 28 年度以降、認可保育所において、認可定員の範囲内で実施する余裕活用型一時預かり事業の実施を目指します。

- 推計児童数に減少がみられることから、保育所利用の 2 号認定及び 3 号認定の量の見込みにおいても定員を下回ることが予想されるため、平成 28 年度以降、今後の利用状況等を勘案した上で、利用児童数が定員に達していない場合に定員の範囲内で子どもを預かることが出来る「一時預かり事業（余裕活用型）」の実施を目指します。

### （9）時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、開所時間を超えて保育をする事業です。

[対象年齢] 0～5 歳

【実績】夕張市では、実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 124 人    | 117 人    | 110 人    | 101 人    | 94 人     |
| 確保の方策 | 3 か所     | 3 か所     | 3 か所     | 3 か所     | 3 か所     |

### 【確保方策の考え方】

平成 27 年度から、認可保育所 3 か所において、終了時間を 30 分延長します。

- 保育士の確保の課題もあり国庫補助の対象となる 11 時間を超える時間外保育の実施は難しい面もありますが、平成 27 年度から認可保育所（新夕張、清陵、沼ノ沢）の開所時間を、7 時 30 分から 18 時 30 分までとし、終了時間を 30 分延長します。

これにより利用者の利便性が高まり、一定の確保策につながるものと考えます。

※アンケート調査の結果では、平日に利用している教育・保育の事業について、18 時 01 分から 19 時までの利用を希望する者は 3.6%であり、19 時 01 分以降の利用希望はありませんでした。



## (10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

【実績】夕張市では、実施しておりません。

### 【量の見込みと確保方策】

|                                    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み（年間延べ利用者数）                    | 237 人    | 223 人    | 210 人    | 191 人    | 179 人    |
| 確保の方策                              | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
| 病児保育事業                             | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
| 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センターなど） | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      |

### 【確保方策の考え方】

国の基準を満たすためには、専任の看護師・保育士配置や専用スペースの確保が必須となっていますが、保育士や看護師の専任配置や専用スペースの確保が必要なこと、利用者が必ずしも一定数いるとは限らず安定した運営面での懸念が持たれることから、国からの助成を受けて（国の基準を満たして）の事業実施は、現段階では困難であると考えます。

以上のことから、計画期間中の実施は当面見込まないこととします。

### (11) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など、留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

#### 【実績】

各年4月1日現在

|       | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数  | 34人    | 22人    | 25人    | 36人    | 42人    |
| 低学年   | 34人    | 22人    | 21人    | 33人    | 39人    |
| 高学年   | 0人     | 0人     | 4人     | 3人     | 3人     |
| 実施か所数 | 2か所    | 2か所    | 2か所    | 2か所    | 2か所    |

#### 【量の見込みと確保方策】

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 45人    | 42人    | 38人    | 36人    | 33人    |
| 低学年    | 36人    | 33人    | 29人    | 27人    | 24人    |
| 高学年    | 9人     | 9人     | 9人     | 9人     | 9人     |
| 確保の方策② | 50人    | 50人    | 50人    | 50人    | 50人    |
| ②-①    | 5人     | 8人     | 12人    | 14人    | 17人    |
| 実施か所数  | 2か所    | 2か所    | 2か所    | 2か所    | 2か所    |

#### 【確保方策の考え方】

夕張市では、現状に引き続き実施します。

○新制度では小学校6年生までを対象とすることが原則とされておりますが、見込み量からは学童全体の定員の範囲内で、引き続き確保が可能と推計されます。

学童クラブは、清水沢と若菜で実施していますが、清水沢方面の児童数が多いため、清水沢への利用希望が多く、25名の定員に近い受け入れ状態が続いています。

一方、若菜学童は受け入れ数に余裕があるため、市全体の学童保育の受け入れとしては、量の見込みを確保することは推計上可能と考えます。

今後は、利用希望の状況を見ながら、空教室やその他施設等の活用も視野に入れ、アンケート調査からも要望が多かった清水沢以南での学童クラブ機能の設置の効果や必要性等について、指導員の確保や施設改修費なども勘案し、検討することとします。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（実費徴収等）の全部又は一部を助成する事業です。

### 【確保方策の考え方】

国の新規事業であり、今後の具体的な制度の内容や事業効果、他自治体における動向なども注視しながら、本市における事業の実施について検討していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保方策の考え方】

国の新規事業であり、今後の具体的な制度の内容や事業効果、他自治体における動向なども注視しながら、本市における事業の実施について検討していきます。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

---

- 地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたっては、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、事業の質の向上に努めます。
  
- また、保育所等における定期的な保育の利用のみでなく、一時預かりや身近な地域での子育て支援サービスにも適切に対応した、子どもや子育て家庭の支援に努めるとともに、育児に追われる中で子育て支援に関する十分な情報を得られず、そのことにより育児不安や育児疲れなど深刻化するケースも想定されることから、こうした事態を未然に防ぐため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、子育て家庭の訪問等による相談事業などを通じて、保護者に対する、よりきめ細かな情報提供に努めます。

# 第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## 1 児童虐待防止対策の充実

夕張市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

### ① 関係機関との連携及び夕張市における相談体制の強化

夕張市における子ども・子育てに関する相談体制は、「保健・福祉部局」「教育委員会」の各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携をはかることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### ② 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や民生児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

（平成 25 年度の状況）

【相談件数】 家庭児童相談員相談件数 年間延べ 57 件 うち児童虐待相談件数 5 件（4 人）

【相談窓口】 夕張市 家庭児童相談員 1 人

【夕張市要保護児童対策地域協議会】 関係機関：児童相談所、保健所、福祉事務所、教育委員会  
警察、小学校、中学校、高校等

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定するひとり親家庭自立促進計画等、さらには、児童扶養手当法などにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

(平成 25 年度の状況)

○母子自立支援員 1 名配置

○児童扶養手当給付事業

母子家庭等の生活の安定を図るため、手当を支給する

【支給人数】75人

○ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭等の医療費の自己負担を助成する。

【受給資格者数】母73人 子108人 計181人

○母子及び父子並びに寡婦福祉貸付事業

## 3 障がい児施策の充実

---

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合

意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

(平成 25 年度の状況)

○ことばの教室【登録児童数】20人

○障害児通所支援（通所サービス）  
┌ 児童発達支援（未就学児） 【利用人数】22人  
└ 放課後等デイサービス（就学児）【利用人数】11人

○療育推進協議会【開催回数】2回

○特別児童扶養手当【受給者数】19名      ○障害児福祉手当【受給者数】5名

○重度心身障がい者医療給付事業

## 4 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

平成 26 年 7 月、国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、学校の余裕教室などを活用した「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等定めた「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

夕張市においても、就学後の放課後など子どもの安全・安心な居場所づくりについては、重要な子育て施策の一つであり、ニーズ調査からも設置を望む声が多いことから、本プランの趣旨も踏まえ、教育、福祉等の関連部署が連携し、情報共有を図りながら、既存教室の活用や地域施設等の活用を含めた子どもの居場所づくりについて、検討を進めます。

## 5 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

# 第7章 次世代育成支援行動計画の評価

## 1 経緯

夕張市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年3月に「夕張市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、基本理念のもと、時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進してきました。

### 【基本理念】

子どもの笑顔が輝く 子育ての喜びにあふれるまち ゆうばり

## 2 次世代育成支援行動計画の概要と進捗状況

次世代育成支援行動計画は、基本理念に基づき、3つの基本目標を掲げ、7つの基本施策ごと、各分野にわたって実施に取り組みました。基本施策ごとの具体的な取組と達成状況は以下のとおりです。

以下 進捗状況について記載予定です。

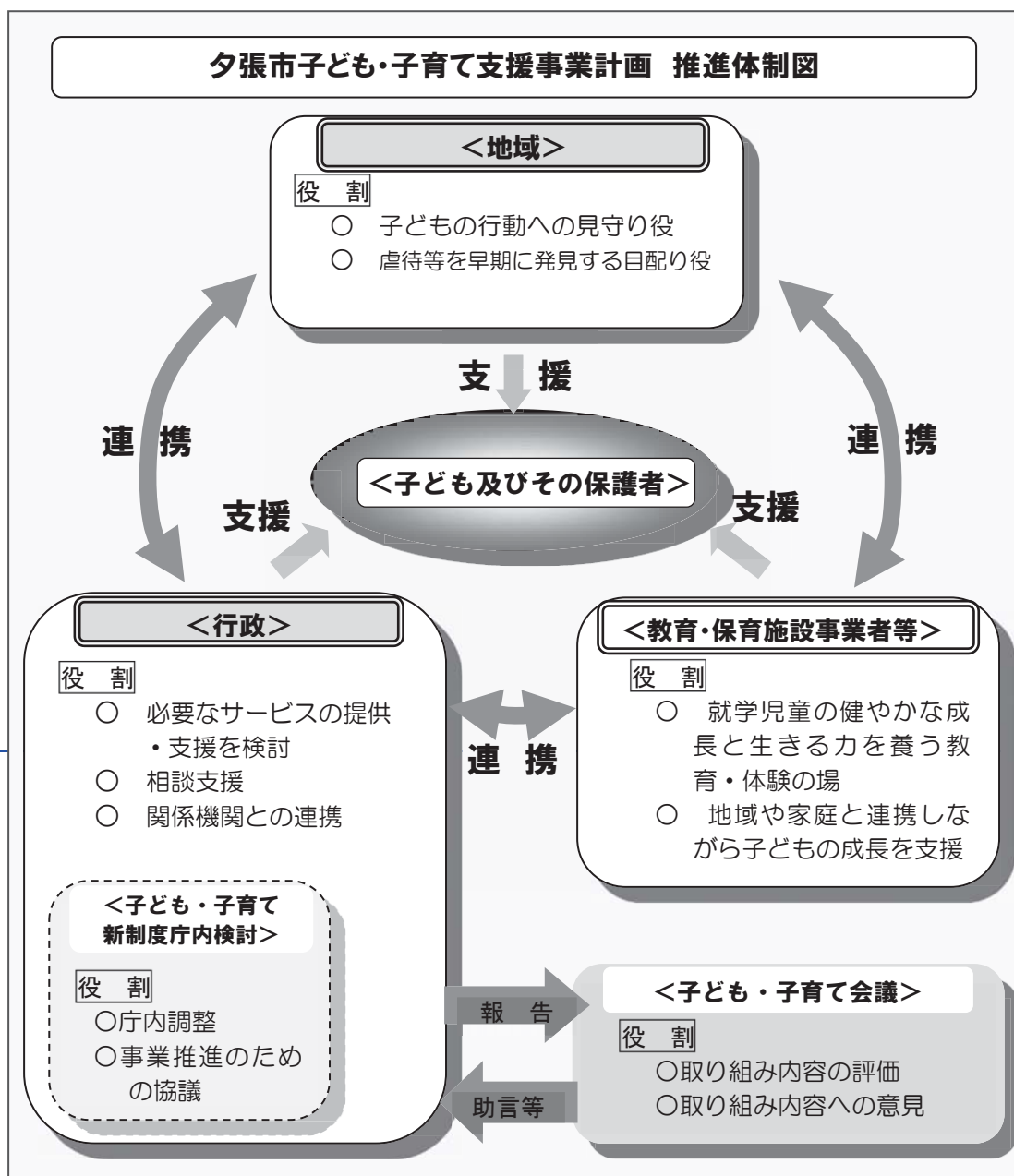
## 3 今後の取組

以下 取組について記載予定です。

# 第8章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

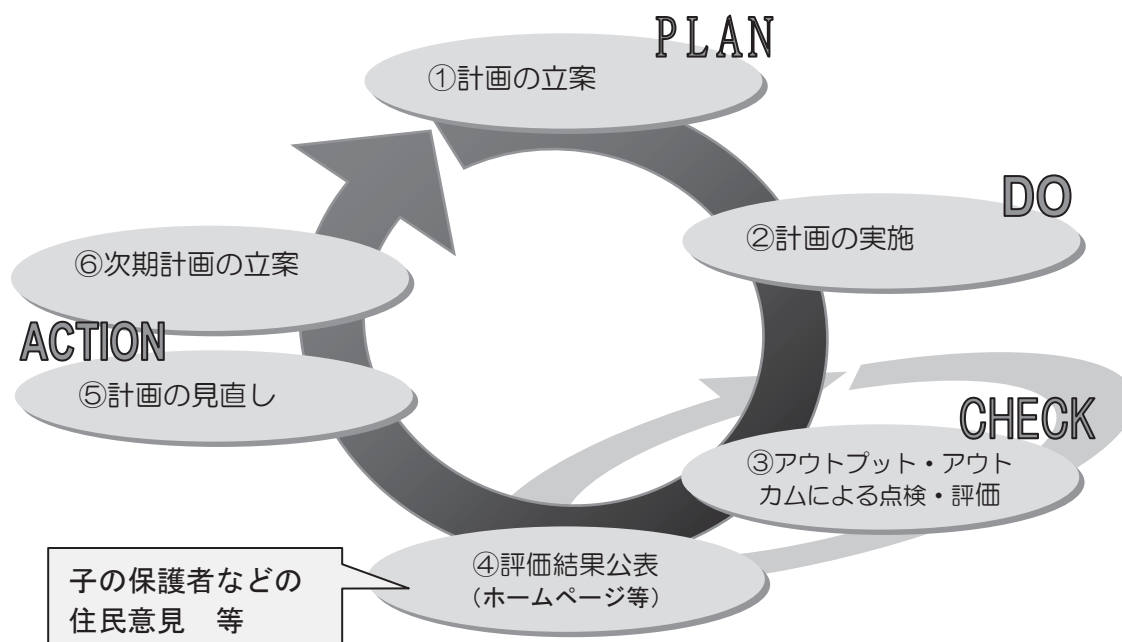
夕張市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。





## 2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

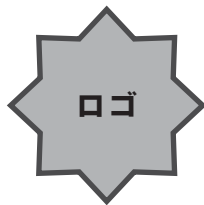


- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

# 資料編（案）

※調整中

- 子ども・子育て会議設置要綱
- 子ども・子育て会議委員名簿
- ニーズ調査結果概要
- 用語解説 等



## 夕張市

### 夕張市子ども・子育て支援事業計画

---

平成27年4月

発行 夕張市

編集 夕張市保健福祉課

〒068-0492

北海道夕張市本町4丁目2番地

TEL 0123-52-1059 FAX 0123-52-0638

ホームページ <http://www.city.yubari.lg.jp/>